

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和元年8月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900036号
厚生局事案番号 : 九州(国)第1900016号

第1 結論

昭和39年1月から昭和48年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年1月から昭和48年5月まで

昭和38年12月から昭和48年5月まで自営業をしていた。その10年間、毎月、自身の店に集金に来ていた商工会の職員に国民年金保険料を渡していた。請求期間当時、自営業者は国民年金に加入するのが当たり前だったので、請求期間を国民年金の納付済記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の国民年金法には、厚生年金保険の被保険者及び厚生年金保険法に基づく老齢年金の受給資格期間を満たしている者の配偶者は国民年金の被保険者としめない旨規定されており、請求者の夫は、請求期間において厚生年金保険の被保険者及び厚生年金保険法に基づく老齢年金の受給資格期間を満たす者であったことから、請求期間当時、請求者は国民年金の被保険者とされない者であった。

一方、請求期間当時、国民年金の被保険者とされない者が、国民年金の被保険者となり国民年金保険料を納付するためには、都道府県知事に申し出る必要があったところ、国民年金被保険者台帳によれば、請求者が昭和35年10月24日にA町(現在はB市)において国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることは確認できるものの、請求者はその後、昭和36年7月10日に同資格を喪失しており、同被保険者台帳には請求者が国民年金に再度加入した記録はない。

また、請求者は、毎月、自身の店に集金に来ていたC商工会の職員に国民年金保険料と商工会費を渡した旨主張しているが、同商工会は、請求者が氏名を挙げた者は同商工会の者ではないとしている。

さらに、請求者は、自身の店の隣で飲料販売店を営業していた者であれば国民年金について当時の事情を知っているのではないかとしているが、当該飲料販売店を営業していた者の長女によると、母親は高齢のため、回答ができない旨陳述していることから、請求者の主張について確認できない。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900002 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1900017 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 6 月 1 日までの請求期間については、国民年金第 3 号被保険者の期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から平成 5 年 6 月 1 日まで

私は夫にずっと扶養されていたが、健康保険の被扶養者から解除され、国民年金第 3 号被保険者から第 1 号被保険者にされたことに納得ができない。請求期間当時、仕事は何もしていなかった。夫の被扶養者だったから、国民年金第 3 号被保険者になるはずだ。

調査の上、年金の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、昭和 62 年 6 月 22 日付けで国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得しており、請求期間については、平成 27 年 11 月 26 日に、第 1 号被保険者期間に記録の訂正が行われるまで、第 3 号被保険者期間とされていたことが確認できるところ、当該記録の訂正は、オンライン記録により確認できる請求者の夫の政府管掌健康保険（当時）の被扶養者記録において、平成 3 年 4 月 1 日付けをもって請求者の被扶養者認定が解除されたことによるものである。

請求者の被扶養者認定が解除されたことについて、請求者の夫が勤務していた A 社の元事業主は、資料は全て処分しており、請求期間当時のことは不明である旨陳述している上、同社から委託を受けていた社会保険労務士も、資料は保管していない旨陳述している。

また、B 市は、請求者の平成 3 年度分（平成 2 年所得分）から平成 6 年度分（平成 5 年所得分）までの所得に関する資料は保存されていない旨回答していることから、当該期間に係る請求者の所得状況は不明である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者の請求期間は、国民年金第 3 号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。